

国外財産の総合計額は約2兆5,142億円

国税庁 国外財産調書の提出状況を公表

5,000万円超の国外財産保有者は5,539人

国税庁はこのほど、制度創設初年分である平成25年分の国外財産調書の提出状況について公表した。国外財産調書制度は、その年の12月31日において、納税者本人から合計額が5,000万円を超える国外財産の保有について申告を求める仕組みで、毎年3月15日に提出するもの。1年目の調書の総数は5,539件（5月13日までの処理を含む）で、国外財産の価額の総合計額は約2兆5,142億円だった。

提出件数、価額ともに東京局、大阪局、名古屋局の順に多く、この3局で提出件数については88%、価額の総合計額については94%を占めた。

財産の種類別は有価証券が6割超

総提出件数5,539件のうち局別の内訳は、東京局が3,755件、大阪局が638件、名古屋局が457件、関東信越局が263件、広島局が92件、福岡局が81件、仙台局が71件と続いた。総財産額約2兆5,142億円のうち、東京局が約2兆989億円、大阪局が約1,793億円、名古屋局が約931億円、その他9局が約1,429億円だった。財産の種類別総額は有価証券が1兆5,603億円で、全体の62.1%を占めた（次表参照）。

（表）財産の種類別総額

財産の種類	総額（億円）	構成比（%）
有価証券	15,603	62.1
預貯金	3,770	15.0
建物	1,852	7.4
土地	821	3.3
貸付金	699	2.8
上記以外の財産	2,396	9.5
合計	25,142	100.0

国外財産調書は、納税者が自主的に提出することを前提としているため、国税庁では、パンフレットやFAQ等の事前周知策、未提出が見

込まれる者や記載不備の者に対する法定監査や行政指導等により、適切に対応する方針だ。今回の提出を受け、次回の提出時期までにFAQの追加更新等も検討する。

27年以降未提出者には罰則規定

納税者からの自主的な提出を促す観点から、国税庁は国外財産調書の提出についてインセンティブ措置等を設けている。

国外財産調書を提出期限までに提出した場合には、調書に記載がある財産において、申告漏れが生じた場合でも、その申告漏れに係る部分の過少申告加算税が5%減額され、調書に記載がない財産に関する申告漏れが生じた場合、その申告漏れに係る部分の過少申告加算税が、5%加重される（国外送金等調書法6）。

また、平成27年1月1日以後、国外財産調書に偽りの記載をした場合、正当な理由がなく提出期限内に国外財産調書を提出しなかった場合は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される（国外送金等調書法10）。

国外財産の額が5,000万円前後の場合は、国外財産に関し、より一層の価額管理が必要だ。